

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

菊川市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県菊川市

3 地域再生計画の区域

静岡県菊川市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、住民基本台帳によると、総人口は平成 21 年の 49,748 人をピークに平成 27 年には 47,679 人まで減少していたが、第 1 期の「まち・ひと・しごと総合戦略」に取り組み始めた平成 27 年以降は増加に転じており、令和 2 年には 48,474 人となっている。これは、本市の地方創生に関する取り組みに一定の効果があったと言える。しかし、本市が独自に推計した人口では、2060 年に 35,882 人まで人口が減少し、今後の人口減少は免れない。

年齢別人口割合の推移をみると、年少人口の割合は平成 21 年以降 14.0%前後でほぼ一定であるが、生産年齢人口割合が減少、老年人口割合は増加傾向にある。本市の独自推計によれば、2060 年には、生産年齢人口は 55.0%まで減少、老年人口は 33.5%程度まで増加すると推定している。

自然動態についてみると、出生数は毎年 400 人程度を維持し、死亡数は大きな変動がなく、平成 30 年には 38 人の自然減少となっている。なお、合計特殊出生率については、昭和 58 年から平成 19 年まで減少していたが、その後は回復してきており、平成 29 年には 1.67 となっている。

社会動態についてみると、0 歳から 40 歳代前半までは転入超過傾向がみられるが、40 歳代後半から 50 歳代までは転出超過傾向となっており、平成 30 年には 537 人の社会増となっている。これは、就職による若年男性の転入や、沿岸部からの転入等によるものと考えられる。また、日本人は 10 歳代後半から 20 歳代前

半の転出超過が多く見られるが、20 歳代後半から 30 歳代にかけて転入超過となっている。外国人は、0 歳から 50 歳代までの各年代で転入超過がみられる。

これらの人口の変化により、地域の担い手不足や適正なコミュニティの維持が困難となり、地域の自治活動の基盤が揺らぎ、地域における支え合いや地域活動・活力の維持にも課題が生じるほか、高齢者のみの世帯の増加により、高齢者の生活や介護への対応が必要となる。特に生産年齢人口の減少は、地域産業における人材不足が顕著となり、立地企業の域外への流出や、地域に根付いた商工業の事業存続が危ぶまれる事態が予測される。

これらの予測される課題に対応するため、本計画期間中、以下の基本目標を掲げ、Society5.0 の推進や、SDG s の達成を目指しながら「まち」「ひと」「しごと」を好循環させることにより、市の魅力を高め、人口減少を和らげることにつながる戦略・施策を推進する。

基本目標 1 未来を支えるまちづくり

基本目標 2 魅力を高めるまちづくり

【数値目標】

5－2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア、イ	合計特殊出生率	1.67	1.84	基本目標 1, 2
ア、イ	出生数	2,176人	2,340人 (累計)	基本目標 1, 2
ア、イ	若年層（20歳～24歳）の転出 超過の抑制	4人	▲118人	基本目標 1, 2
ア、イ	転入超過数	984人	630人 (累計)	基本目標 1, 2

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

５－２及び５－３のとおり。

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【Ａ２００７】

① 事業の名称

菊川市まち・ひと・しごと創生事業

ア 未来を支えるまちづくりに寄与する事業

イ 魅力を高めるまちづくりに寄与する事業

② 事業の内容

ア 未来を支えるまちづくり

若者のキャリア教育、移住・定住の推進、就業支援、結婚から子育てまで切れ目のない支援、幼児教育・保育・教育環境の充実等、未来を支えるまちづくりに寄与する事業。

イ 魅力を高めるまちづくり

健康寿命の延伸、自己実現の充足、多文化共生社会の実現、シティプロモーションの推進、雇用・労働環境の整備、農業の生産力と経営力の強化、都市基盤の整備、自然環境の保全、防災力の強化等、魅力を高めるまちづくりに寄与する事業。

※なお、詳細は第２期菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

４の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

2,200,000 千円（2020 年度～2025 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（ＰＤＣＡサイクル）

毎年度７月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。検証後速やかに菊川市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで

5－3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで